

公的研究活動における不正防止に関する規程

制定 2017年10月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人シニア消費者見守り倶楽部（以下「社団」という。）における研究活動にかかわる不正行為（以下「研究上の不正行為」という。）及び公的研究費の不正な使用（以下「研究費の不正使用」という。）を防止し、研究上の不正行為または研究費の不正使用が行われ、又はその恐れがある場合に、適正かつ迅速に対応するために必要な事項を定めることにより、研究倫理の保持及び向上ならびに公的研究費の適正な取り扱いを図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究上の不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、ねつ造、改ざんおよび盗用のほか、二重投稿や不適切なオーサーシップを含めた、研究者倫理に反する不適切な行為をいう。なお、重大な過失がある場合を含む。

(1) 「ねつ造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。

(2) 「改ざん」とは、研究資料・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果を真正でないものに加工することをいう。

(3) 「盗用」とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用することをいう。

2 この規程において、「研究費の不正使用」とは、研究費が交付された目的、交付に際し付された条件に違反した研究費の使用をいう。なお、重大な過失がある場合を含む。

3 「研究上の不正行為」および「研究費の不正使用」をまとめて「不正」という。

4 研修者等とは、社団に雇用されている者及び社団の事務所や設備を利用している者のうち、公的資金を用いた研究に従事している者又は携わる者をいう。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第2章 不正防止のための体制

(不正防止のための体制)

第4条 社団全体を統括し、不正の防止及び適正な運営管理について最終責任を負う者として、最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、コンプライアンス最高管理責任者である代表理事がこれにあたる。

3 コンプライアンス委員会は、必要に応じ、最高管理責任者の諮問に応じその業務を補佐・遂行する。

(研究倫理教育責任者)

第5条 社団における研究倫理の保持および向上についての責任を有する者として、研究倫理教育責任者を置く。

2 研究倫理教育責任者は、最高管理責任者である代表理事の指名により、コンプライアンス統括管理責任者とする。

3 研究倫理教育責任者は、社団の研究者に対する研究倫理教育を定期的実施し、受講状況を管理する。

第3章 通報の受付

(通報・相談窓口の設置)

第6条 不正に関する通報および相談を受け付ける窓口は、コンプライアンス規程第7条4項に定めるコンプライアンス委員会内に受付窓口を置くものとする。

2 通報・相談が、何人も書面、電話、電子メール、面談等の適宜の方法により行えるように窓口の体制を整備する。

3 通報・相談の内容および通報者の秘密を守るための適切な方法を講じ、コンプライアンス規程第12条に基づいてこれを保護しなければならない。

(通報の受理等)

第7条 通報は、第6条の通報窓口に対し直接行うものとする。

2 通報窓口は、通報を受けたときは速やかに、代表理事である最高管理責任者に報告するものとする。

3 窓口の責任者は、次に掲げるすべての事項が明示されている場合のみを受理することとし、当該通報者に対して受理したことを通知する。

イ 不正を行ったとする役員・社員の氏名（以下「被通報者」という。）

ロ 不正の態様

ハ 不正と判断した合理的な理由

4 通報は、原則として顕名によるもののみを受理するものとする。ただし、匿名によるものであっても、その内容に応じ、顕名の場合に準じた取扱いをすることができる。

5 告発の意思を明示しない相談の場合には、相談者に対し、告発の意思の有無を確認する。

6 前項において告発の意思が確認されない場合にも、通報を受理した場合に準じた取扱いをすることができる。

7 他の機関から告発が回付または通知された場合は、社団に通報があったものとして当該事案を取り扱う。

（学会等・報道による指摘等）

第8条 学会等もしくは報道により不正が指摘された場合、または、不正の疑いがインターネット上に掲載されていること（ただし、当該事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る）を通報窓口が確認した場合には、通報があった場合に準じて取り扱うことができる。

第4章 事案の調査

（調査委員会の設置）

第9条 最高管理責任者である代表理事は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに調査委員会を設置する。

2 調査委員会の委員の過半数は、社団に属さない外部有識者でなければならない。また、全ての調査委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 社団の代表理事が指名した者 | 1名 |
| (2) 研究分野の知見を有する者 | 1名 |
| (3) 法律の知識を有する外部有識者 | 1名 |

（本調査の通知）

第10条 第7条に基づく告発があった場合又は社団がその他の理由により調査の必要を

認めた場合は、最高管理責任者である代表理事は、原則30日以内に調査委員会を設置し、速やかに本調査を実施し、当該事案にかかる研究費の資金配分機関及び関係省庁である文部科学省に対し、本調査を行うことを報告する。

2 最高管理責任者である代表理事は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を当該事案の通報者及び被通報者に通知するとともに、本調査を行うこと及び本調査への協力を求める。

3 前項の通知を受けた当該事案の通報者及び被通報者は、通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により最高管理責任者である代表理事に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

4 最高管理責任者である代表理事は、前項の異議申し立てがあった場合には、当該異議申し立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申し立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を当該事案の通報者及び被通報者に通知する。

(証拠となる資料等の保全)

第11条 本調査の実施にあたっては、通報された事案に関わる研究活動に関し、証拠となるような資料等を保全する。

2 役員・社員が社団とは別の研究機関と共同して調査、研究を行う場合において(以下、この研究機関を「共同研究機関」という。)、その共同研究機関の調査機関から要請があった場合は、前項に準じるものとする。

(秘密とすべき情報の管理)

第12条 本調査の実施にあたって、調査対象における公表前のデータ、研究上または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることがないように十分配慮する。

(被通報者の研究活動の制限)

第13条 最高管理責任者は、本調査の結果が出る前であっても、被通報者に対し、調査対象となった事案と同じ制度による研究費の使用を一時停止させることができる。

2 第11条の資料等の保全に影響しない限り、被通報者の研究活動を妨げない。

(本調査の実施)

第14条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して原則30日以内に、本調査を開始するものとする。

2 調査委員会は、本調査を開始した日から原則として150日以内に、不正の有無の認定とその具体的内容およびその根拠とした調査の内容をまとめた報告書を最高管理責任者に対し提出する。

3 調査委員会は、調査にあたって、被通報者の弁明を聴取する。

4 通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

5 調査委員会は、通報にかかる事実が不正に当たらないにもかかわらず通報がなされた場合において、通報者に故意または重過失がある旨の認定を行うとき（以下、かかる認定がなされた場合を「悪意に基づくものと認定された場合」という。）は、あらかじめ通報者の弁明を聴取する（以下かかる認定がなされた通報者を「悪意の通報者」という。）。

6 被通報者の自認を唯一の証拠として不正と認定することはできない。

第5章 不正行為等の認定

（最高管理責任者への報告）

第15条 調査委員会は、第14条2項の報告書をもって、ただちに最高管理責任者に報告する。

2 調査委員会は、調査期間中であっても、最高管理責任者の求めがあった場合、中間報告書を提出する。

（本調査結果の通知と報告）

第16条 最高管理責任者は、前条第1項の報告書の提出があった場合には、速やかに、通報者および被通報者に通知するとともに、当該配分機関および関係省庁である文部科学省に報告する。

（不服申立て）

第17条 前条により通知された調査結果において、不正を行ったと認定された被通報者または悪意の通報者は、前条による通知の日から10日以内にその調査結果に不服を申し立てることができる。

2 不服申立てがあった場合は、すみやかに関係者に通知するとともに、配分機関及び関係省庁である文部科学省に報告する。

3 社団の長は、被通報者から不服申立てがあったときは通報者に対して通知し、通報者から不服申立てがあったときには被通報者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁である文部科学省に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

（再調査）

第18条 前条の不服申立ての審査は、当該事案の本調査を行った調査委員会が行う。ただし、被認定者の不服申立ての内容について新たな専門性を要する判断が必要となる場合は、最高管理責任者は、調査委員の交代もしくは追加または調査委員会に代えて他の者に審査を行わせることができる。

2 調査委員会は、前項により当該事案の再調査を行うか否かを審理し、不服申立がなされた日から10日以内に最高管理責任者に対しその結果を報告するものとする。

3 最高管理責任者が再調査の実施を決定した場合には、決定した日から、調査委員会は原則として10日以内に本調査を開始する。

4 最高管理責任者が再調査の実施を決定した場合には、すみやかに関係者に通知するとともに、当該事案に係る研究費の資金配分機関及び関係省庁である文部科学省に報告する。

5 再調査を行う場合には、再調査を開始した日から原則として50日以内に、調査報告書を作成し最高管理責任者に提出する。

6 最高管理責任者は、不服申立をした者に対し、再調査の結果を通知するとともに、当該不服申立ての経緯とその調査結果等を、配分機関および関係省庁の文部科学省に報告する。

(調査結果の公表)

第19条 最高管理責任者は、不正が行われたと認定された場合には、速やかに調査結果を公表するものとする。

2 不正が行われなかったと認定された場合には、原則として調査結果は公表しないものとする。但し、調査事案が外部に漏れいしていた場合、不正でないが当該事案にかかる調査研究において看過し得ない誤りが判明した場合、その他最高管理責任者が相当と認める場合、必要な事項を公表することができる。

3 通報が悪意に基づくものと認定されたときには、調査結果を公表する。

4 上記の公表する調査結果の内容(項目等)は、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等とする。

(不正に対する措置)

第20条 最高管理責任者は、不正が行われたと認定された場合、または通報が悪意に基づくものと認定された場合は、就業規則に基づいて適切な処置を講じる。

(調査への協力)

第21条 役員・社員等は、この規程に基づく調査等に協力しなければならない。

(秘密の保持)

第22条 役員・社員および調査委員に委嘱された外部有識者は、この規程に規定する調査等に関して知ることができた情報を調査関係者以外に漏らしてはならない。

(調査等の事務に携わる者の制限)

第23条 不正行為の事案の事務に携わる者は、自らが関係すると考えられる事案の処理に関与してはならない。

(改 廃)

第24条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(細 則)

第25条 この規程の実施に関して必要な事項は、代表理事が定める。

付則

この規程は、平成29年10月1日より施行する。